

様式第1号（第7条関係）

高野町安全運転サポート車購入補助金交付申請書

年 月 日

高野町長様

住 所 高野町大字.....
氏 名(印)
申請者
生年月日 昭和 年 月 日 (満 歳)
電話番号

高野町安全運転サポート車購入補助金の交付を受けたいので、高野町安全運転サポート車購入補助金交付要綱7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額 金50,000円

2. 添付書類

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 売買契約書又は注文書の写し
- (3) 安全運転サポート車「サポカーS」販売証明書
- (4) 自動車運転免許証の写し
- (5) その他、町長が特に必要として求めた書類

本補助金の交付事務にあたり、住民基本台帳の閲覧並びに町税等の納付状況、その他必要な事項について調査することに同意します。

氏 名 (印)

確認欄	<input type="checkbox"/> 住民登録	確認者	
	<input type="checkbox"/> 納付状況		

(裏面)

補助対象自動車

補助金の対象となる自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、サポカーSであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、自家用及び乗用の用途に供するものであること。
- (2) 法第7条に規定する登録を初めて受けたもの（以下「新規登録」という。）であること。（ただし、リース、レンタル及び中古の輸入車は除く）
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度内に新規登録したものであること。
- (4) 車両本体価格が300万円（税別）以下であること。
- (5) 町内を使用の本拠とするものであること。

補助対象者

この補助を利用することができるのは、次の各号すべてに該当する方です。

- (1) 町内に住所を有し、かつ現に居住している方であること。
- (2) 対象者は満70歳以上、又は、年度内に70歳に達する方であること。
- (3) 有効な自動車運転免許証を保有している方であること。
- (4) 非営利かつ自ら使用する目的で、補助対象自動車を購入した方であること。
- (5) 町税等の滞納がない方であること。

【ご注意ください】

第11条の規定により補助金を受けて取得した自動車を、新規登録日から1年以上経過する前に交付用途に反した使用、譲渡、交換、貸付、名義変更、売却等をした場合は補助金を返還していただくことがあります。

ただし、申請者の責任ではない事由で使用できなくなり、処分した場合はこの限りではない。

【お問合せ】 高野町役場 防災危機対策室 ☎56-9911（直通）

様式第2号（第7条関係）

安全運転サポート車「サポカーS」販売証明書

年 月 日

高野町長様

自動車販売店

住 所

名 称

代 表 者

印

次のとおり安全運転サポート車「サポカーS」を販売したことを証明します。

記

購入者	住 所	高野町大字
	氏 名	
購入自動車	自動車登録番号 又は車両番号	和歌山
	メーカー名	
	車 名	
	車両本体価格 (税別)	円
	サポカーS 該当区分	<input type="checkbox"/> ベーシック <input type="checkbox"/> ベーシック+ <input type="checkbox"/> ワイド
販売担当者 氏名		電話番号